

1. 基本方針

東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響により、本会の経営及び運営は、かなり厳しい状況にある。

運営（事業）面では、住民の全村避難に伴って、ショートステイを含めた在宅関係の事業所を休業せざるを得ない状況となり、また、法人全体の職員も事故前と比較し約半数の職員が退職するなど、現状を維持するだけでも大変困難な状況にある。

また、経営面においても、介護保険制度の改正により介護報酬単価の見直しや、現職員数と利用定員を鑑み、満床にすることは更に難しく厳しい状況が考えられる。

しかし、そうした状況にあっても、ご利用されている方々が安全且つ快適に過ごせる場の提供や質の高いサービスを提供するため、法人役員として定期的な理事会・評議員会・監事会を開催し、安定した基盤づくりを行う。

2. 事業内容

・理事会・評議員会・監事会の開催

理事会年4回、評議員会年2回、監事会年1回を基準に開催する。

- 予算、決算、基本財産、事業計画及び事業報告の審議
- 定款及び諸規程変更の審議
- その他必要に応じて臨時に理事及び評議員を召集し審議する。

・役員研修等

関係機関が主催する役員研修会に参加する。

- 県主催の役員研修
- 充実した運営及び経営のノウハウに関すること。
- 他施設から取り入れられるものの研究等

3. その他

今後の経営方針、運営戦略について

- 理事会において、法人経営の今後の方針を協議する。
- 理事会において、現在休業している事業所運営について協議する。
- 役員と職員との交流（職員が現在の考えていること等を聞く。）

※1 次の在宅系サービス事業等は平成23年6月1日から休業

- ・ 特別養護老人ホームいいたてホーム（短期入所介護）
- ・ いいたてデイサービスセンター（通所介護事業（一般・認知・予防））
- ・ いいたてヘルパーステーション（訪問介護事業（一般・予防・障害））
- ・ いいたてヘルパーステーション（訪問入浴介護事業（一般・障害））
- ・ やまゆり子育て支援センター（平成24年4月1日より開所出来ず）

※2 継続しているサービス事業

- ・ 特別養護老人ホームいいたてホーム（老人福祉施設）
- ・ いいたて在宅介護支援センター（居宅介護支援）（川俣町）
- ・ やまゆり保育所（川俣町）

1. 基本方針

- ① 計画的避難区域の中、利用者主体のケアを継続させるためには、日々変化が目まぐるしい中において、発想や転換が経験上最も重要となることから、柔軟に対応できるよう応用力をつける。
- ② 職員の不安（業務継続）や負担（通勤や精神的）が大きい中でも、ご利用者と共に楽しく生活できる環境や関係づくりに力を入れることで遣り甲斐を見出す。
- ③ 放射性物質や放射線量等の知識を深め、安全に、制限をしないよう、居場所づくり（ハード）と、ケアの提供（ソフト）を見直し、一人ひとりの個性や生活のスタイルを崩さず、家庭的な雰囲気ですべて「いいたてホーム」ならではのケアを行う。

2. 重点目標

① ご利用者に寄り添う

ア 居場所づくり

- ・ 施設入居と云う疎外感をなくすため、個人の場や生活の場をつくり、また、社会との繋がりを継続できるようにして行く。
- ・ 面会が不安なく今まで以上に来所して頂けるよう、環境と空間作りに力を入れる。
- ・ 外部作業等ができない環境にあるため、施設内交流スペースを有効に活用し楽しめる行事に取り組み、また、環境整備にも努める。

イ 重度化（認知）ケアへの取り組み

- ・ なじみのある環境で、家庭的な雰囲気をつくり尊厳を持ってケアにあたる。
- ・ 疾病に対する知識を深め、ご利用者、家族、職員間での情報を共有し、その人らしい生活が送れるようにする。
- ・ 定期的なケア会議を持ち、統一ケアの継続、疾病の進行防止、悪化防止に努める。

ウ 生活を支える

- ・ 個々の生活リズムを理解し把握することで、日課・意向・できること・支援が必要なこと等に分け、必要な時に必要な支援を行えるようにする。
- ・ 24hシート記録（個々の1日の行動記録）が現況と合っているかを見直し、ご利用者主体の生活リズムになるようケアして行く。また、24hシートを基に定期的にケア会議等で検討することで、統一したケアを提供する。

エ その人らしい最期を迎えられる

- ・ その人らしい最期を迎えることができるように、ご本人や家族の選択を尊重しきめ細やかに支援して行く。（普段の生活で、なじみの職員のケア、音や匂い、ご家族や友人が気兼ねなく面会でき、そして、住み慣れた自分の部屋で最期を迎えられるよう、大切な時間への支援をする。）
- ・ 看護職員、栄養士、厨房職員等の協力を得、日常の暮らしが安楽に過ごせるようにする。

オ 職員一人ひとりの意識を高めていく

- ・ 介護技術、専門的知識を深め、心身的に重度化するご利用者のケアを、お互いに

不安なく行えるようにする。

- ・ 利用者本位のケアにあたり、自己選択できる環境づくりを行っていく。
- ・ 介護・医療・栄養部門の連携を密にし、専門ケアが行えるようにして行く。
- ・ 医療と介護の共働連携による医行為に関する知識を高めて行く。

② ご利用者の暮らしを見つめ直して行く

ア 趣味活動を推進し自立への支援を促して行く。

イ 各種専門的なボランティアの協力を得、質の高い支援を受けられるようにする。

ウ 外出への支援（季節毎のドライブ等を行うことで、季節を肌で感じて頂き、生活感を感じられるようにする。また、村外での買い物や外食等が行えることで、社会との繋がりを継続し精神的苦痛を和らげる。）

エ 職員が「もし自分の部屋だったら」「もし自分の家だったら」と常に考え、生活感を醸し出し、生活に彩りを添える空間づくりをして行く。

③ 楽しみが見出せる

- ・ 自分の楽しみや趣味を受け入れ続けられるような環境をつくる。
- ・ クラブ活動を定期的に行う。（ボランティアの協力を頂き、作品づくりや展示をすることで達成感を得られるようにする。）
- ・ 居酒屋の継続（定期的に、北棟ホールを利用し交流の楽しみをつくる。）
- ・ 売店の再開（自分で物を選び、金銭の受け払いをすることで楽しみを見出す。）
- ・ セレクト食の継続（選択できることで、食の楽しみを続けられるようにする。）
- ・ 外出や外食をすることで、地域社会への参加や食事への意欲が高まり楽しみを見出す。

3. 具体的な施策

（1）各委員会の充実

① 職員が各委員会に所属し担当となることで、専門的知識を習得したり高めたり、質の改善や向上に繋げて行く。

各委員会の開催は、施設全体での取り組みを行う時に開催する。

ア 口腔ケア委員会

口腔内衛生は勿論、食事を美味しく食べて頂くためのケア等、普段何気なく行っているケアを見直し、良いものを継続できるようにして行く。また、ご利用者が口腔ケアに関心を持って頂けるような環境づくりを行う。

イ 入浴委員会

安全な介助方法を検討することで、安全且つ安心して入浴して頂く。また、温泉気分を味わって頂くための「お風呂の日」の開催を継続して行く。

ウ 排泄委員会

排泄等は一人ひとりに合った方法や快適にできているのかを検討し、自立支援方法や排泄用品（紙おむつ・パット・失禁パンツ等）、排泄環境を見直しする。また、ベッドで過ごされている方の安楽体位の勉強会等を行う。

エ リスクマネジメント委員会

「気付ける意識づけ」に力を入れるため、経過が分かる申し送りの見直しや、継

続性のあるケアが行えるようにして行く。

アクシデント発生時には、速やかに問題解決できるようケア会議を行って行く。

アクシデント内容を検討し改善策を踏まえ、全体職員会議において周知して行く。

オ 食事検討委員会

健康管理は勿論、食べる楽しみを継続していく環境や食事形態をより良いものにするため、医務・厨房・介護の連携を密にして行く。また、セレクトメニューを検討し、食事への意欲を高められるようにして行く。

カ 行事・環境委員会

1年間の行事や季節行事を検討。特に、利用者が楽しみにしている「売店の日」「居酒屋」の具体的内容等の検討をする。

※ 家向上委員会

- ・ ご利用者中心の生活ケアを最大の目的とし、意識向上・生活支援・食事推進の3部門を構成、抱える課題や問題を一つずつクリアし常に向上に努めて行く。
- ・ 向上委員会で決定した事項は施設の方針とし、全体に周知、全職員が取り組める方向性を導き出して行く。
- ・ 各委員会や会議、施設ケアの主要の方向性や企画、推進に努める。
- ・ 各リーダー等の育成を行う。

(2) 会議の充実

ア 家長会議の充実

- ・ リーダーとしての自覚を持ち、常に向上心を持ってケアに取り組む。
- ・ 家職員の纏め役として、協調性を保ちながら職員を育てて行く。
- ・ 会議の目的を明確にし、情報交換や悩みの相談を行える場にして行く。
- ・ ケアでの問題点を発掘し、軽減・解消に努めて行く。
- ・ 家向上委員会で決められたことを具現化して行く。

イ ケア会議の充実

- ・ アクシデントが発生したら、早急に家内でケア会議を開き、同じ事故を起こさない対策をする。
- ・ 1か月のニーズ把握と統一したケアを行う内容について検討する。

ウ 職員会議の充実

- ・ 各家の現況報告と取り組み状況や課題及び相談等の場とする。
- ・ 介護職員のレベルアップのため、介護・医務から「なんでも勉強会」を持ち、介護技術は勿論、介護者としての心構え等の基礎的部分に戻り再度確認して行く。

エ 家内会議

- ・ 各家での取り組みを話し合い、統一したケア方針を持てるようにして行く。
- ・ 共通した情報を得、協力・信頼・刺激し合うことで、職員一人ひとりのレベルアップと、ご利用者と一緒に「家づくり」を行って行く。
- ・ 各家内職員のコミュニケーションの場として充実させて行く。

平成24年度 のどかなの家事業計画（東棟）

1. 家目標

ご利用者間や介護職員との信頼関係の構築に努めると共に、日常生活の中にも生きがいのある毎日を過ごして頂く。

2. 方針

一人ひとりの個性を尊重し、理解し、思いやりのある声かけや傾聴に心掛け、個々の持つADLに添った支援をして行く。

3. 具体的な計画

- (1) 一人ひとりの個性を見出し、生活の中で出来る事を介護員も一緒になって支援する。
- (2) 外食、ドライブ等を行い気分転換を図ると共に、ホームの生活では見い出せなかった新たな面を見い出して行く。
- (3) その人に合った服装、身だしなみに留意し、年を重ねても生き生きと過ごして頂けるよう努める。
- (4) ご家族の面会時には、写真等を利用し近況報告を行うと共に、また、面会に来たいと思われるような家の雰囲気作りに努める。

4. 生活面の計画

(1) 食事について

- ① 一人ひとりに合った食事形態を提供し、無理なく安全に楽しく食事をして頂く。
- ② 料理に合った器、その人が食べ易い器を提供し、楽しく明るく食事をして頂く。
- ③ 会話を楽しみながら和やかな雰囲気の中で食事をして頂ける環境作りに努める。
- ④ 食べこぼし等が多くても自力摂取を促し、自分で食べられる事による満足感を味わって頂く。

(2) 排泄について

- ① 排泄パターンを把握し、申し送りノートで早番に伝え、スムーズに無理なく排泄に移れるよう支援して行く。
- ② パット交換時には必ず洗浄し、清潔を心掛け皮膚トラブル防止に努める。
- ③ 自立している方でも下衣に汚れがないか確認し、不快感を与えないようにする。

(3) 入浴について

- ① 皮膚観察を行い乾燥肌の方には、看護師のアドバイスを受けながらクリーム等で保湿ケアを行なう。
- ② 入浴剤等を利用して、ゆったりと気持ち良く入浴して頂く。
- ③ 個々に合った入浴時間、入浴方法を把握し、安全且つ安楽に入浴して頂く。
- ④ 毎日同じ衣服で過ごすのではなく、季節、気温に合った衣類を準備する。

1. 家目標

ご利用者に寄り添い、個々に合ったお手伝いをさせて頂き、安心して生活を営むことが出来る居場所づくりを提供する。

2. 方針

- (1) 生活スタイルを大切に、その人らしい生活にして行く。
- (2) ご利用者のご家族の関わりや想いを大切に信頼関係を築く。
- (3) ご利用者にとって合った環境作り、寛げる空間作りをする。

3. 具体的計画

- (1) ご利用者を良く把握し、隠れている思いや、希望を汲み取り、言い出しにくい事や、遠慮している事にも気付けるよう努める。
- (2) 意欲を引き出し、楽しみや出来る事を増やし自立支援に努める。
- (3) 要望に添えるよう、心にゆとりを持ちお手伝いをする。
- (4) ご家族に誕生会など参加して頂けるよう、面会時や電話、手紙などを活用し参加できるように積極的に取り組む。
- (5) 季節感を感じて頂けるような空間作りに努める。

4. 生活面の計画

(1) 食事について

- ① 個々に合った食事形態、量、姿勢、ペースを把握し、美味しく安全に食事が摂れるよう努める。
- ② 和やかな雰囲気の中でゆったりと食事が摂れるよう工夫する。
- ③ 誕生会には、ケーキやプリンに捉われず、本人の希望を聞き、好物や食べたい物を少しでも提供できるよう対応して行きたい。
- ④ 口腔ケアを充実させ、トラブル防止に努め、口から食べることを大切にする。

(2) 排泄について

- ① 排泄パターンを把握し、プライバシーにも配慮した介助を行う。
- ② 個々に合ったパットを選定し、且つ、個々に合った当て方をする事で漏れや、皮膚トラブルを防げるよう努める。
- ③ 排尿・排便の観察を行い、体調管理に努める。
- ④ 居室やフロアの尿臭対策を怠らない。

(3) 入浴について

- ① 状態を把握し、安心・安全な入浴方法を提供し、ゆったり入浴して頂く。
- ② 皮膚の観察を行うことで皮膚の悪化予防に繋げる。
- ③ 湯上りの保湿に努める。

(4) 生活について

- ① レクリエーションや行事などで他の家との交流を深め、気分転換を図り、楽しみを持てる生活を支援して行く。
- ② 積極的にお手伝いできる事はお願いし、役割を持って頂くことで家族的な雰囲気にもなり、また、生きがいも持てるように支援して行く。
- ③ 一人ひとりに携わる時間を増やし、コミュニケーションを多く持てるように努める。

平成24年度 ほほえみの家事業計画（東棟）

1. 家目標

一人ひとりを理解し、今、必要なケアは何なのかをしっかりと把握し、日々の生活が居心地よい家であるようにして行く。

2. 方針

日々の生活が居心地の良いものであるためには、何が必要かを介護員一人ひとりが考えながら日々のケアに努める。

3. 具体的な計画

- (1) ニーズに応える（今、何して欲しいのかを把握する）
- (2) 立場になって考える（温かい声かけ・尊敬の気持ちを忘れない）
- (3) 体調の変化に気付けるようにする（表情や行動の変化を読み取る）
- (4) チームワークを大切にする（他職員の連携を密にする）

4. 生活面の計画

(1) 生活について

一人ひとりに関わる時間を大切にする。

(2) 食事について

一人ひとりに合った食事形態を把握し、食べられる物はそのままの形で、目で見ても、食べて楽しんで頂きたい。また、状態にあった形態のトロミなどのつけ方などを含め美味しい食事を提供して行く。

(3) 入浴について

一人ひとり状態に合わせた入浴形態を考え気持ちよく入浴出来るようにする。

(4) 排泄について

状態に合った排泄用品のパットを使用し、皮膚トラブルを防ぐ。また、排泄介助後の消臭対策もしっかり行うようにする。

平成24年度 ゆとりの家事業計画（東棟）

1. 家目標

ご利用者の精神面や身体面を深く理解し、また、一人ひとりのニーズをしっかりと把握、日々のケアに努め日々の生活を穏やかに過ごして頂く。

2. 方針

役割や生きがいを持つ事でその人らしさを引き出せるようにお手伝いさせて頂く。「語り・ふれあい」の時間を作って行けるように工夫しながら生活を共にして行く。

3. 具体的な計画

- (1) コミュニケーションや関わりを大切にし、何がしたいのか、どんな事を望んでいるのかを知り、想いを大切にお手伝いさせて頂きながら信頼関係を深めて行く。
- (2) 共同制作の作品づくりに参加協力を頂き、完成時の達成感や遣り甲斐を感じて頂く。
- (3) 家族の面会時や手紙・電話等で連絡を密にし、誕生会等の行事に参加して頂く事で、思い出に残り楽しい時間になるようお手伝いさせて頂く。また、近況報告をお知らせし、コミュニケーションを図りながら家族との絆も深める。

4. 生活面の計画

(1) 食事について

- ① 個々に合った食事形態・量・嗜好を把握し、美味しく、楽しい食事が出るよう努める。
- ② 皆さんと一緒に旬の食材を使い、昔ながらの手料理を作ることで、一緒に季節感を味わう。
- ③ メニューに合わせた食器や盛り付けに配慮し、食欲が湧くように心掛ける。

(2) 排泄について

- ① 排泄パターンを知り、プライバシーや安全に配慮した排泄介助を行う。
- ② 個々に合ったパットを随時選定し、当て方や個人に合わせた使用方法を工夫しながら肌のトラブルを未然に防ぎ快適に過ごして頂く。

(3) 入浴について

- ① ゆっくり、ゆったりと入浴して頂けるよう、身体状況に合った入浴形態を把握し安全で安楽な入浴ができるようにする。
- ② 体調変化に合わせて看護師・他の家との連絡・連携・協力体制を密にし、柔軟な対応に心掛ける。
- ③ 楽しく、気持ちの良い入浴をして頂くために、入浴剤の使用の他、柑橘類や季節の草花を浴槽に浮かべる等、楽しみのある時間にして行きたい。

(4) 生活について

- ① 笑顔で過ごして頂くため、レクリエーションや季節の行事などに参加して頂き、生活にメリハリをつけ、ストレスのない生活環境に努める。
- ② 外出困難な状況の中、共同作品制作に取り組むことで、参加することへの意欲を引き出し、遣り甲斐や完成時の達成感を味わって頂く。
- ③ ケア以外の場面でもコミュニケーションや交流を大切にし、日々の生活を大切に過ごして頂く。

平成24年度 ひだまりの家事業計画（西棟）

1. 家目標

一人ひとりの「思い、希望」を叶え、充実した生活を送れるように支援をする。

2. 方針

- (1) 思いをくみとり、寛ぎ・居心地のよい家づくりを目指す。
- (2) 出来ていることが継続してできるよう、寄り添いながらケアをさせて頂く。

3. 具体的な計画

- (1) コミュニケーションの中から「～をやってみたい」または「～へ行ってみたい」という希望を見出す。
- (2) 希望を叶えるため、極力ご家族の協力を得ることが出来るよう手紙や口頭等で連絡を密にして行く。
- (3) 希望が楽しいものになるよう、職員は他職間との連携を密にし、情報等を収集し綿密な計画を立てて行く。

4. 生活面の計画

(1) 食事について

状態変化に合わせ随時検討し、口から食べることの喜びを感じて頂けるようにする。また、季節のものを活用し調理することで家庭的な雰囲気を出したり、時には外食することで「お出かけ」の気分を味わいリフレッシュして頂く。

(2) 排泄について

プライバシーの配慮は勿論のこと、個々の状態変化や季節に合わせ、随時パットの選定と清潔の保持に努め、皮膚の悪化防止に努める。

(3) 入浴について

状態に変化が現れたら随時入浴方法を検討する。また、安全に安心してリラックスして入浴して頂けるような工夫や、体調変化により入浴が出来なかった時でも、清拭や手指・足浴等で少しでも爽快感を味わって頂けるような環境作りに努める。

(4) 生活について

それぞれの役割（新聞たたみ、おしぼりたたみ、カーテン閉め、食事の準備、コーヒーを煎れる等）が継続出来るようお手伝いをする。

また、統一したサポートが出来るよう、チームワークを大切に職員同士が随時話し合い、連携を図り、メリハリのある生活を送れるよう努力する。

平成24年度 めくもりの家事業計画（西棟）

1. 家目標

ご利用者がありのままの自分で生活できるよう支援する。

2. 方針

- (1) 個々の生活リズムを把握し、ご家族の理解を得ながら、統一したケアが出来るよう支援をする。
- (2) ご家族が気軽に立ち寄れるような、居室・リビングの雰囲気と環境作りに努める。
- (3) 体調管理に努め、他職種との連携を図り協力して行く。

3. 具体的な計画

- (1) 生活パターンを知り出来ない事への支援をして行く。また、笑顔で挨拶し面会時等に近況を報告をすることで、ご家族の方とのコミュニケーションを図り、ケア内容等も見直しながらかご利用者が自分らしく生活できるよう支援する。
- (2) 限られた生活環境の中でも、行事やレクリエーションへの参加と他ユニットとの交流を行うことで、楽しく過ごして頂くようにする。また、室内でも季節感を感じ取れるような環境作りに努める。
- (3) 日々の関わりの中で、ご利用者の声を傾聴し寄り添うことで、安心して楽しく過ごせるようにして行く。また、体調の変化を見逃さず他職種との連携を図りながら早期発見・早期解決に努める。

4. 生活面の計画

(1) 食事について

- ① 楽しく・美味しく食べて頂くために他職種と連携しその都度柔軟に対応する。
- ② 行事食や家料理などをご利用者と一緒に作ることで楽しみを見出す。
- ③ 安全・安心して食べて頂けるよう食事形態の見直しや盛り付けに配慮し提供する。

(2) 排泄について

- ① 個々の排泄パターンを把握し、状況に合わせたパットの使用と見直しを随時検討して行く。
- ② 居室・フロアの消臭対策に努め本人に不快感を与えないようにする。
- ③ 排泄時の言葉使いやプライバシーに十分留意し、気兼ねなく頼める環境作りに努める。

(3) 入浴

- ① 個々の身体や状態に合った入浴方法と形態を検討し実施する。
- ② 安全・安心して入浴できるよう知識と技術を高めると共に他ユニットと協力して行く。
- ③ 入浴の意味と意義を理解し、好みの入浴剤などを使用し、ゆったりリラックスできる時間にする。

平成 24 年度 くつろぎの家事業計画（西棟）

1. 家目標

ご利用者、また、ご家族との絆を大切に、少しの時間でもゆったりと過ごして頂けるような雰囲気作りや、一人ひとりの個性を重視し共に生活をして行く。

2. 方針

一人ひとりの個性を把握し大切な一日を過ごして頂けるよう、介護員、他職間との連携を密に行い意識向上に努める。

3. 具体的な計画

- (1) 家族との絆を深めていけるように、誕生会や行事等において連絡を取り合い、ほっと過ごせる時間作りに心掛ける。
- (2) 環境の変化で屋外活動が出来ないため、室内でのコミュニケーション時間を作る。
- (3) 言葉使いに十分留意し接する。

4. 生活面について

(1) 食事について

- ① 一人ひとりの食事量、摂取状況を把握、楽しく食事が出来るよう他職間との連絡を密に取り合う。
- ② ご利用者と共に楽しめる家料理を行う。
- ③ 食前体操や口腔ケア、食器、盛り付け等で工夫し食欲増進に努める。

(2) 排泄面について

- ① 羞恥心に注意し、タイミングを見逃さず気持ちよく排泄を済ませることが出来るような環境作りや消臭対策、声掛けなどに心掛ける。
- ② チェックシートを活用し排泄パターンを把握する。
- ③ 皮膚トラブル防止のため、排泄時間やパットの種類の見直しを随時行い、保湿クリーム等も用いて予防に努める。

(3) 入浴面について

- ① 固定入浴日に捉われず、本人が入りたいと言った気持ちに出来るため柔軟な対応に心掛ける。
- ② 入浴剤や音楽を用いて、ゆったりと気持ちよく入浴して頂く。
- ③ 皮膚トラブルの確認を行い、確認された時には速やかに看護師などに報告する。

(4) 生活面について

- ① 24 時間シートの見直しを行い、個々の生活スタイルを重視し、ゆったりと過ごせる環境作りをして行く。
- ② 他家とのコミュニケーションの時間を設ける。

平成24年度 だんらんの家事業計画（北棟）

1. 家目標

一人ひとりが、限られた環境の中でも、充実した生活を送れるよう支援をする。

2. 方針

- (1) 日々の様子から変調を察知し体調管理に努める。
- (2) ストレス軽減を図りながらメンタル面の安定に努める。

3. 具体的な計画

- (1) ケア内容においては、表情、仕草、行動、動作の中から変調をいち早く察知し、他職間との連携を密にし、病状の悪化防止に努める。
- (2) 屋内中心の生活環境の中、不安やストレスを緩和するためにも、手紙や口頭等で家族と連絡を密にし協力を得、家族の絆が深められるようお手伝いをする。

4. 生活面の計画

- それぞれの役割（新聞たたみ、おしぼりたたみ、食事の準備等）が継続出来るようお手伝いをする。また、統一したサポートが出来るよう、チームワークを大切に職員同士が随時話し合い連携を図る。
 - 季節に応じた行事を企画し、楽しみながらメリハリのある生活を送って頂けるよう努力する。
- (1) 食事について
状態変化に合わせ随時検討し、口から食べることの喜びを感じて頂けるようにする。また、季節のもので家料理を行い家庭的な食事を味わって頂く。外出が縮小された環境ではあるが、時には外食し「お出かけ」気分を味わいリフレッシュして頂く。
 - (2) 排泄面について
プライバシーの配慮は勿論のこと、個々の状態変化や季節に合わせ、随時パットの選定と清潔保持に努め、皮膚の悪化防止に努める。また窓を開けられない状況の為、消臭対策にも努める。
 - (3) 入浴面について
状態に変化が現れたら随時、入浴方法を検討する。また、安全且つ安心し、リラックスして入浴をして頂けるような工夫や、体調により入浴が出来なかった時でも清拭や手指・足浴等で少しでも爽快感を味わって頂けるような環境作りに努める。

平成24年度 こもれびの家事業計画（北棟）

1. 家目標

戸外活動が出来ない状況にあるものの、ご利用者に満足のいく日々を過ごして頂けるよう、家庭的な雰囲気や寛げる生活空間、居場所づくりをする。また、ご利用者に寄り添い「気づける」ケアをして行く。

2. 方針

- (1) 一人ひとりに目配り、気配りを行い、気兼ねない雰囲気作りをする。（一日一回は声掛けコミュニケーションを図る）
- (2) ご家族・お知り合いの方が来やすい環境及び雰囲気づくりに心掛ける。
（言葉遣いや接待態度に注意する。また、ご利用者の日々の生活の様子を報告する。）
- (3) 残存能力を活かすことで、自分で出来ることの喜びを味わって頂く。
- (4) ユニット内において料理を作ることで、五感で楽しめるようにする。

3. 具体的な計画

(1) 誕生会

希望メニューを取り入れ、ご家族にも声掛けし、皆で思い出に残るように家全体でお祝いをする。（写真等で撮影しご家族の方にも後日観賞して頂く。また、ケーキ作りでもご家族の方に手伝って頂き、思い出づくりとコミュニケーションを図る。）

(2) 行事

ご利用者が色々な行事に参加出来るよう配慮する。
（ご家族にホーム内での生き生きとした様子を伝える等、皆で支え応援する。）

(3) ドライブ

ホーム計画のドライブに参加して頂く。（他のユニットとの交流・季節感を味わって頂く）

(4) 家（ユニット）で料理

食べたい物を一緒に作る事により、家庭的な雰囲気を楽しんで頂く。
（何が食べたいかを聞くことが大切であり、併せてコミュニケーションを図る。）

4. 生活面の計画

(1) 食事面について

- ① 個々に合った食事時間に召し上がって頂く事により「食」への楽しみが出来、体調にあった食事が継続できる。
- ② 「家」で、食べたい物を聞き、調理した物を召し上がって頂く。
- ③ 食前体操をする事によって、唾液の流出を促し咀嚼力を高める。
（個々に合わせた体操をする。）

(2) 排泄面について

- ① 個々に合ったパッドを検討し使用する。
- ② 排泄する事に不快を感じさせないようにする。
- ③ 排泄介助・交換時の言葉使いに気を付けプライバシーを守る等心配りをする。
- ④ ご利用者一人ひとりの排泄パターンを知り、無理の無い介助をする。

(3) 入浴面について

- ① 個々に合った入浴をして頂く。
（身体のチェックをする。皮膚トラブルを防ぐ。（保湿））
- ② 入浴剤・季節の物（菖蒲・ゆず）を利用しゆったりと入浴して頂く。
（安心して入浴出来る様に言葉掛けし不安を与えない）
- ③ 安全に入浴ができるよう職員間で情報交換を行い協力する。

1. 基本方針

入居者の体調管理は基より、感染症などの予防と症状の早期発見に努めることで最期まで安心して過ごせる施設生活を提供する。

入居者自身・家族・医師との連絡調整をスムーズに行い、医務室としての信頼を築いていく。

2. 具体的な施策

① 健康管理

- 1) 日常的な健康保持・増進のため、身体ケア及び精神面の観察も十分に行う。
- 2) 疾病の予防・早期発見・早期治療という大前提の下、知識も深めていく。
- 3) 病院・主治医との連携を図り、受診や往診がスムーズに行えるようにする。

② 緊急時の対応

- 1) 夜間に於ける体制・対応を円滑にするための手順を明確にする。
- 2) 急変・緊急時の処置についての勉強会を開催する。
- 3) 事故対応・苦情などに際して迅速に、適切に対処できるよう努める。

③ 感染症対策

感染対策に留意する。社会情勢を見極め、感染拡大を防ぐよう介護・看護共に協力し合い対応していく。

④ 終末期ケア

- 1) 医行為の充実を図り、安定した技術で許された処置が行えるよう、介護と協力していく。
- 2) 入居者一人ひとりの希望や家族の想いを正確に把握し、介護側と協働し看取りケアに臨む。
- 3) 病状・方向性などについては主治医の診断のもと総合的に判断し、適宜家族へ連絡及び説明を重ねていく。

⑤ 機能訓練

- 1) 介護職が行える生活リハビリのサポートと、本人の意欲に合った機能訓練を見定め遂行していく。
- 2) ベッド上の生活が中心になっている方の関節可動域訓練及びマッサージをしていく。

⑥ 業務の充実とレベルアップ

- 1) なんでも勉強会の継続
- 2) 研修会に参加し、レベルの向上と意識改革に努める。

1. 基本方針

「ご利用者一人ひとりの状態と嗜好性を考慮しながら、食べやすく美味しい食事提供に努めて行く。」

2. 具体的な施策

(1) 食事サービス

① 栄養ケアマネジメントの実施

- ・ 低栄養等のリスクのあるご利用者を把握し最適な栄養ケア計画を策定。また、計画に基づいて、個別性に対応した食事の提供や栄養補給を行うとともに、多職種協働による栄養問題への取組みを行う。
- ・ 定期的にモニタリングを行い、栄養状態について再評価・見直しすることで体調維持に繋げていく。

② 食べやすく、おいしい食事の提供

- ・ 他職種と連携しながら随時食事形態の見直しを行い、ご利用者の意思を尊重しながら、より食べやすい形態で提供できるよう工夫していく。
- ・ 食欲の低下が見られる方に対しては柔軟な食事の対応に努める。
- ・ 季節感が味わえる食材を用い、食べる楽しみを感じられる行事食を提案していく。

(2) 安心・安全な食事の提供

① 衛生管理の徹底

- ・ 衛生管理の基本に戻り、食中毒及び感染症予防に努める。
- ・ 常に食事提供者としての自覚と責任をもち、自身の体調管理に努める。
- ・ 外部専門業者による衛生管理も実施し、厨房内の環境衛生を保つ。
(厨房内噴霧消毒、微生物検査、夜間帯殺菌クリーン装置設置、衛生保守点検等)

② 安心・安全な食材使用とコスト見直し

- ・ 原材料と産地確認を行い、国産品及び身体に安全な食材を使用する。
- ・ 業者の選定を行い、コストの軽減と効率化を図る。

(3) 会議・委員会の充実

① 厨房会議

- ・ 一人ひとりが自覚と責任をもち、チームワークを強化していく。
- ・ 厨房での取り組みを徹底するため、統一した考えで進めていく。
- ・ 家会議の内容報告や食事変更の確認、課題及び相談等の場とする。

② 厨房内委員会

- ・ 献立委員会： 献立内容の検討、新メニューの考案、メニュー改善の提案を行う。
- ・ 衛生委員会： 厨房内の衛生管理、清掃箇所の確認・呼びかけを行う。
- ・ 在庫委員会： 在庫の把握、補充の連絡を行う。

③ 家担当制

- ・ 各家毎に厨房職員が担当する。また、家会議へ参加し、ご利用者の状態を把握し食事提供に反映させると共に、ご利用者に対する理解を深める。

④ 人材育成

- ・ 調理技術と専門知識の習得及び資格取得に向け勉強会を行う。

平成24年度 いいたて在宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常にご利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整しながら、在宅での生活が継続できるよう支援していく。

(1) 信頼を得る

ご利用者とそのご家族の方とのコミュニケーションを重視し、おかれている立場の把握や内外的な要因を取り除くことによって信頼関係を得る。

(2) 課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、ご利用者及びご家族の方の抱える課題や問題と向き合う。

(3) 情報提供をする

今、必要とされる介護保険制度やサービス提供等の情報を適切に詳しく説明する。

(4) モニタリングを行う

毎月、正確な身体の状態や生活環境等を把握し、その方の状態にあったサービスを提供できるよう定期的モニタリングに努める。

(5) ご利用者の立場に立つ

常にご利用者の立場に立ち、何が今必要とされているかを一緒に考え、対応することに努める。

2. 具体的内容

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント（課題分析）

ご利用者及びご家族の方の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

ご利用者及びご家族の方、サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することで、その思いをチーム全員が共有できると共に、ご利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもってもらう。

(3) モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

モニタリングは、ご利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、ご利用者や家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくとともにサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し（再アセスメント）

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じたら、その内容を確認しご利用者の状態の変化及びニーズを把握し再アセスメントを行い居宅サービス計画を

見直し作成する。

(5) 給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」を作成し翌月10日までに県の国民健康保険団体連合会に提出する。

3. 重点事業目標

(1) ご利用者及び家族に対し、避難先へ出向き、現況の福祉サービス情報等を説明し、希望するサービスを選択して頂き、サービス利用に繋げる。

- ・ 避難先近隣のサービス事業所一覧表を配布及び内容等の説明

(2) 月1回のモニタリング以外に電話連絡で状態を把握し、避難先での孤立や意欲低下を未然に防ぐ対応をする。

(3) サービス利用事業所から利用状況等の情報を提供して頂き、利用内容の見直しや頻度の見直しにより、ご利用者の状況に沿ったケア計画を作成

(4) ご利用者及び家族が安心出来る様に、24時間連絡体制の整備

- ・ 介護支援専門員の携帯番号の周知徹底

4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

(1) 研修会へ積極的に参加し、専門知識の習得に努め資質の向上を図る。

介護保険制度改正に伴う情報を収集し、周知徹底する。

(2) 不満や苦情があれば、迅速かつ適切な対応が図れるようにする。

受付時の対応について、相手に不安を与えない様に対応する。

(3) 秘密保持厳守、及び個人情報の取り扱いを適正に行う。

言動や行動に注意し秘密保持厳守に努める。

(4) 困難事例ケース検討、及び新規ケースの情報の共有することで、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

5. 在宅介護への支援

(1) 介護保険制度及びサービス内容の周知をする。

(2) 介護方法及び社会資源の利用についての周知をする。

6. 各関係機関との連携の強化

(1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にしニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。

(2) 地域包括支援センターと随時困難事例等の検討会を開催し、情報を共有する。

1. 基本方針

平成23年3月11日の大震災及び原発事故により、当保育所も避難先での保育を余儀なくされている。入所児は、避難の慣れない生活と遠方からの登所及び地震等に対する不安により、精神的に不安定になっていることから、従来以上に「安心して過ごせる場」として、ハードはもとよりソフト面（子どもたちに寄り添った保育）に力を入れて行く。

2. 具体的な施策

（1）家庭的な雰囲気での保育

- ・ 入所児が減少し、異年齢児が同一クラスでの保育となっていることから、逆にそれを活かし思いやりや労りの心を育めるよう保育していく。
- ・ 従来の保育に捉われず、子どもたちの状態・体調に合わせた保育内容にして行く。

（2）室内保育の充実を図る

- ・ 放射線量等の問題により、戸外活動や自然探索活動が制限され、散歩や自然のふれあいができないため、それらに代わる活動を工夫しながら保育内容に取り組む。

（3）危機管理の徹底～安全な保育

- ・ 施設内外の安全点検を毎月実施するとともに、備品の点検も隔週に行い安全な環境を整え事故防止に努める。
- ・ 様々な災害を想定した避難訓練を毎月実施することで、避難の重要性を伝えるとともに、安全な避難に備える。
- ・ リスクマネジメントの充実（毎日の保育内容を振り返りリスクマネジメントに活かす。）
- ・ 危機管理マニュアルの充実（新たに「放射能汚染」に対する項目を、業務マニュアルや避難マニュアルに取り組み、各マニュアルの充実を図る。）

（4）質の高い保育の継続

- ・ 環境変化や入所児減少等により、各行事の取り組みや保育内容の変更等を余儀なくされるものの、従来の保育の質を低下させないよう計画的なプランをつくる。
（保育年間計画作成・個別計画作成・ケース会議・給食会議・職員会議等の継続）

（5）保護者との信頼関係の構築

- ・ 安心して子どもたちを預けて頂けるよう、日頃から保護者との会話や対応に留意し、また、連絡帳等を上手に活用して行くことで保護者との信頼関係を深めて行く。

平成24年度 事務室事業計画

1. 基本方針

本年度は、通常の業務に加え、介護保険制度の改正（介護報酬単価の改定による書類整備、会計基準の導入準備等）に伴う業務や原発事故関連業務等により、ハードな1年が予想される。

事務職も看護や介護職同様に減の状態ではあるものの、質を落とすことなく、より一層の効率化に取り組む。

2. 具体的な内容

① 余裕をつくる

- ・ 事前にできることは率先して取り組む。（精神的ゆとりを生み出す。）

② 効率を高める

- ・ 複数のチェック体制を整える。（ミスが減ることで効率が上がる。）
- ・ 書類等、内容が同様なものは活用し、無駄なものは省く。（効率化）

③ 情報の共有化

各種制度等の情報を的確に把握し、早期対応と習得に心掛け、得た内容をフィードバックする。（安定した基盤をつくる。）

④ 後方支援の役目を担う

- ・ 各事業所が活動し易いように、事務的後方サポートを行う。

3. その他

- ① 新しい諸規程になったことにより、事務所内で再度確認（勉強会の実施）
- ② その他必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の勉強会を開催

※ 今年度は、通年業務よりも多くの業務が求められるため、多くの計画を求めず、質の高い効率を求めて行く。

その他、各事業所の平成24年度事業計画について

次の在宅系サービス事業等は、計画的避難区域が解除されるまで、暫くの間休業となります。

- 特別養護老人ホームいいたてホーム（短期入所介護）
- いいたてデイサービスセンター（通所介護事業（一般・認知・予防））
- いいたてヘルパーステーション（訪問介護事業（一般・予防・障害））
- いいたてヘルパーステーション（訪問入浴介護事業（一般・障害））
- やまゆり子育て支援センター